

平成 30 年 3 月 23 日

登米市議会  
議長 及川 昌憲 様

総務企画常任委員会  
委員長 岩淵 正宏

## 委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第 112 条の規定により報告します。

### 記

1. 調査事件  
議案第 34 号 工事請負契約の締結について（迫児童館新築工事）
2. 調査結果  
付託された議決案件については、可決すべきものと決定しました。
3. 調査の概要 別紙のとおり

(委員会調査経過)

1. 期 間 第1回：平成30年3月12日（月）午前9時58分～午後2時24分  
第2回：平成30年3月16日（金）午後1時30分～午後4時04分  
第3回：平成30年3月22日（木）午後4時15分～午後4時45分

2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室

3. 事件及び目的 【付託案件】入札・契約手続きについて

4. 出席者

第1回：委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人  
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、佐藤恵喜  
(総務部) 部長 千葉雅弘、理事兼次長兼市長公室長 佐藤裕之  
総務課長 千葉清、契約専門監 佐々木美智恵  
市長公室室長補佐 佐々木清晴  
(建設部) 次長 首藤正敏、営繕課長 小野寺友生  
営繕課課長補佐 千葉伸一  
(議会事務局) 主査 千葉敬子

第2回：委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人  
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、武田節夫、佐藤恵喜  
(副市長) 栗山健作  
(総務部) 部長 千葉雅弘、理事兼次長兼市長公室長 佐藤裕之  
総務課長 千葉清、契約専門監 佐々木美智恵  
市長公室室長補佐 佐々木清晴  
(議会事務局) 主査 千葉敬子

第3回：委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人  
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、佐藤恵喜  
(議会事務局) 主査 千葉敬子

5. 概 要

【付託案件】入札・契約手続きについて

3月8日委員会付託された、議案第34号 工事請負契約の締結について（迫児童館新築工事）に係る、入札・契約手続きについて調査を行った。

～ 調査ポイント ～

- ① 入札・契約手続きは適切に行われたか。
- ② 予定価格と最低制限価格の設定方法はどうだったか。
- ③ 市設計内訳と落札業者設計内訳の内容確認

## ① 入札・契約手続きは適切に行われたか。

建設部は、設計業者から設計図書を受領後、全体工事に係る設計図書を作成した。その後、施工伺いを行い、総務部に契約事務を依頼した。

総務部では建設部からの契約事務依頼を受け、1号指名委員会を開催し、指名業者決定後に公告手続き、電子入札を実施、6社から応札があり、落札業者が決定した。資格審査や契約締結伺いを行い仮契約を締結した。

設計及び入札・契約事務にあたる担当者、決裁を行う管理職及び部長等に対し、本案件について、関係書類等の保管状況、外部からの問い合わせ等の有無について聴き取りをしたところ、総務部並びに建設部、共に関係書類を鍵付きキャビネットに保管し、退庁時は施錠をしていた。指名委員会では業者の参加資格や資格基準について確認し、設計金額は書面で残していない。

また、本件に関する外部からの問い合わせ等はなかった。さらに設計業者においても、積算に関する問い合わせはなかったことを建設部で確認していた。一連の手続きに間違いはなく、予定価格を外部に漏らすことはなかったことを指名委員会の委員長である栗山副市長にも確認した。

以上のことから、入札・契約手続きについては、登米市契約規則や関連規則に沿って進められていることを確認した。

〔参考〕迫児童館新築工事（建築）に係る事務処理手続き

月日	内容	担当者		
		営繕課	総務課	副市長
H29.12.20	設計事務所より建築部分の設計図書を受領	○		
12.20～	設計図書作成	○		
H30.1.10	施行伺い	○		
1.12	契約事務依頼書、施工伺い、仕様書提出	○	○	
1.19	1号指名委員会		○	○
1.22	公告伺い		○	
	公告手続(電子入札システムへ入力。仕様書閲覧開始)		○	
2.13	電子入札受付開始(9:00～)			
2.14	電子入札受付終了(16:00)			
	予定価格調書の作成、封緘。			○
2.15	開札(9:00)		○	
2.16	資格審査		○	
	契約締結伺い		○	
2.19	仮契約締結			

(資料：総務部総務課作成資料より抜粋)

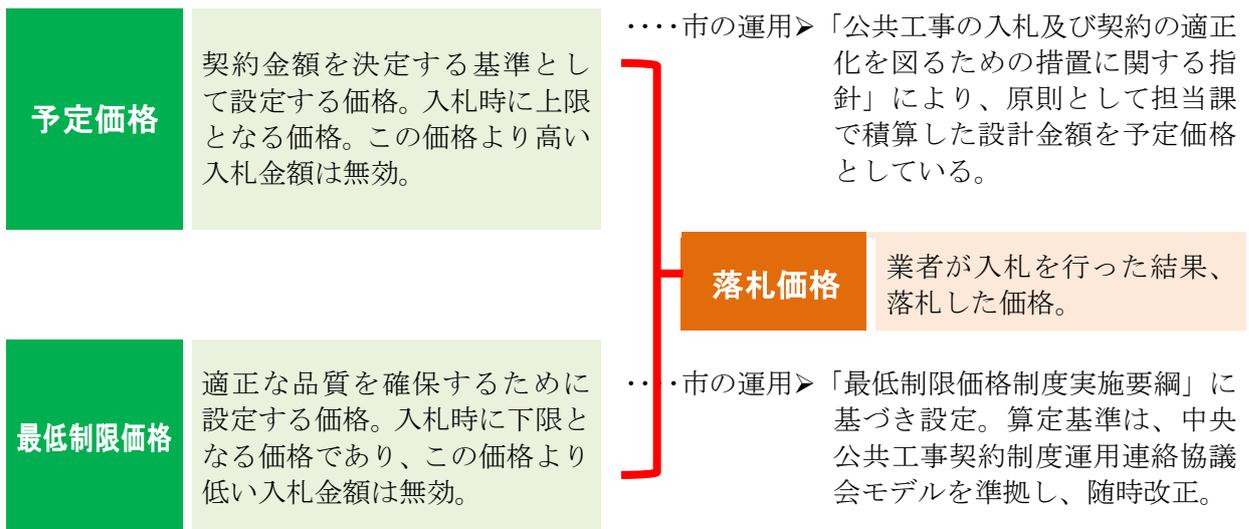
## ② 予定価格と最低制限価格の設定方法はどうだったか。

予定価格の設定は、本市の場合、設計価格を用いている。設計価格の積算は、直接工事費を設計業者が行い、共通仮設費、現場管理費、一般管理費については建設部営繕課が行っている。建設部営繕課において直接工事費も含めた最終点検を行い設計価格が決まる。予定価格調書は副市長が作成している。

最低制限価格は登米市最低制限価格制度実施要綱に基づき、費目毎に割合を掛けたものの総額で算出され、予定価格の70%~90%の範囲内で決定される。本案件について最低制限価格を計算すると仮最低制限価格率92.6%となるが、実施要綱に基づき上限90%が適用され、純粹に算出した金額よりも低く設定される。

調査の結果、予定価格及び最低制限価格設定について、瑕疵は見受けられなかった。また、手続き途中で予定価格及び最低制限価格が外部に知られたとは考え難い。

### 〔参考〕 予定価格と最低制限価格



### ■ 登米市最低制限価格制度実施要綱

**建設工事** 【対象】 予定価格が130万円を超える工事等

【計算式】 **最低制限価格 = (① + ② + ③ + ④) / 設計価格 × 予定価格**

区分	③	④	③	④
建設工事	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.55

※ 設定範囲は、**予定価格の70%~90%の範囲内**で設定。

※ 算定した最低制限価格は、**1,000円未満切捨**。

### ③ 市設計内訳と落札業者設計内訳の内容確認

今回、落札額が最低制限価格と同額であった理由として、業者側の積算精度が高まり積算体制の正確性が向上していること、予定価格及び最低制限価格まで算出できる積算ソフトが流通していること、また、発注者側が使用する単価が公表されていること、加えて、入札情報の公表や情報開示請求により落札業者の設計内訳や発注者側の傾向を知ることが可能となってきたことも、要因の一つとの説明であった。

市と落札業者の積算内訳書の提出を受け比較したところ、設計費目毎には差異があるが、総計が偶然にも一致したことを確認するにとどまった。担当部局も驚く結果であった。

〔参考〕 設計内訳の内容

(単位：円)

設計費目		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	合計	
区分							
市	積算分担	設計業者	建設部営繕課				
	設計額	244,987,094	11,315,087	21,732,657	26,441,112	304,470,000	
	構成割合	80.5%	3.7%	7.1%	8.7%	100%	
	最低制限 価格乗率	×0.97	×0.90	×0.90	×0.55		×上限 0.90
	最低制限 価格	237,637,481	10,183,578	19,559,391	14,542,612	281,923,062 92.6%	274,023,000
セルコホーム	238,165,000	6,704,000	11,908,000	17,246,000	274,023,000		
落札/設計(%)	97.2%	59.2%	54.8%	65.2%	90%		

(資料：市設計積算内訳書及び落札業者提出積算内訳書より金額参照)

(委員会調査結果)

本議決案件については、可決すべきものと決定した。

(意見)

最低制限価格と落札額が同額であることは、通常、あり得ることではない。今回は偶発的に起きたものとしか考えざるを得ない。最低制限価格と同じ又はそれに近似値で落札される背景として、業者の積算精度が向上していることは一定の理解をした。しかし、積算に必要な単価等が公になっているからこそ、予定価格及び最低制限価格の算定には意を用いなければならない。

今回の件をふまえ、国の法令や入札・契約の基準等を参考に、次の事項について検討するとともに、これまでの本市の入札・契約のあり方を見直し、可能な範囲で早期の改善が必要であると当委員会では結論づけた。

〔検討項目〕

- ・ 設計価格を予定価格としている今の運用で良いのか。
- ・ 最低制限価格の容易な算出を回避するため、無作為（ランダム）計数を用いることは可能か。
- ・ 最低制限価格を下回った場合に積算内容等を調査し、適正な契約履行が可能であるかどうか調査判断する『低入札価格調査制度』導入の検討の余地があるか。
- ・ 最低制限価格が設計額の 70%～90%の設定で妥当かどうか。また、最低制限価格を 80%に設定する余地があるか。
- ・ 総合評価制度の評価のひとつ『地域性』の評価項目を検討し、評価基準を見直すことは可能か。
- ・ 地元業者が工事施工に関われるよう建設工事共同企業体（JV）の対象となる工事の基準額の見直しは可能か。

市が行う工事には、税金が投入される。限りある財源の中で、良い物をより安く求めるため行われる入札制度である。市民から疑念が生じない運用が求められている。

本委員会でも、入札・契約制度の透明性、公平性、公正性をこれからも点検しながら引き続き調査していきたい。